

防災行政無線の戸別受信機を

ご自宅に設置しませんか

多気町では、防災上の避難情報など緊急情報を防災行政無線（屋外スピーカー）や緊急速報メール、多気町メール、多気町公式 LINE、ホームページ等によりお伝えすることとしています。

屋外スピーカーからの放送については、近年の住宅環境の変化や気象条件（風・雨）などのため「聞こえない」、「内容がわからない」といった声が寄せられています。

このため、防災行政無線（屋外スピーカー）の放送内容を屋内でも聴くことができる戸別受信機を希望者宅に整備しています。



申し込み手続き

多気町防災行政無線（同報系以外）戸別受信機等設置申込書に必要事項を記入のうえ、に役場総務課防災係または勢和振興事務所へ提出してください。

※申込期限がありますので下記お問い合わせ先までご確認ください。

ご注意いただきたい点

- 1 町予算の範囲内での設置となります。（10 台程度の設置を見込んでいます。）
- 2 町と契約した事業者が、順次申込世帯を訪問し、現地調査等を行ったうえで戸別受信機等を設置します。※戸別受信機の部品となる半導体が世界的に不足しており、施工時期は未定となります。申し込みから設置までの期間が長くなる可能性があります。ご理解をお願いします。
- 3 現地での調査の結果、電波状況が思わしくない場合、戸別受信機を設置する部屋の壁等に穴あけ施工させていただくことがあります。（施工前に内容をご説明します。）
- 4 戸別受信機設置完了後、町指定の納付書により負担金を納入していただきます。なお、同一世帯に戸別受信機を増設する場合は、実費をご負担いただきます。

《戸別受信機設置負担額》

設置台数	戸別受信機等設置負担額
1 台目	5,000円
2 台目以降	実費負担

※次の場合は、全額免除となります（減免申請書の提出が必要です）。

- ① 生活保護法による被保護世帯が戸別受信機設置をする場合（1 台目のみ）
- ② 町民税非課税世帯が戸別受信機設置をする場合（1 台目のみ）

- 5 設置完了後の戸別受信機の維持管理は、各自で行っていただきます。

《お問い合わせ先》 多気町役場 総務課 防災係 電話0598-38-1111

多気町防災行政無線（同報系デジタル）戸別受信機等設置申込書

年 月 日

多気町長 様

申込者 住 所

氏 名

連絡先 TEL - -

多気町防災行政無線（同報系デジタル）戸別受信機設置事業実施要綱第4条の規定に基づき戸別受信機等の設置を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 設置申込個数 _____ 台

2 設置家屋等住所（申込者との住所が異なる場合）

多気町 _____

（留意事項）

- 1 設置台数確定後に一括購入するため、設置等が申込みから数か月要することもあります。また、台数については、町の予算の範囲内での設置となります。
- 2 戸別受信機設置完了後、町指定の納付書にて負担金をお支払いただきます。
- 3 設置完了後の戸別受信機等の維持管理は、各自で行っていただきます。